

し、子供を自ら育てるか養子に出すかといった養育問題の処理を助ける。

(四)男女比のアンバランス現象を積極的に防止し、女性の自主権を尊重する

男女平等の教育活動、労働政策および社会宣伝を強化する。適切な教育をし、国民に対して子供を出産する正しい心理状態を教え込む。人々に胎児の性別鑑別と選択行為をしないよう勤めて、男女比のアンバランスがさらに悪化することを避けることに加え、女性の出産に対する自主権を尊重するべきである。

二、2010-2015年

(一)「人口生殖法」、「優生保健法」を検討し、胎児の性別選択あるいは鑑別に関する診療行為を禁止する

胎児の性別選択あるいは鑑別の診療行為を禁止するため、「人口生殖法」第16条第3項の規定である胎児の性別選択禁止、「優生保健法」第9条第6項の「胎児の性別によりその心理的健康あるいは家庭生活をはなはだしく損ねてはならない」規定についての公報を行う。

(二)医療機構による妊娠中絶の情報提供（商業）サービスを計画、推進する

「優生保健法」の第11条および第12条の、医療機構が女性に対して提供する妊娠中絶時の情報提供（商業）サービスの規定改正を推進し、女性が十分な医療を受け、また妊娠中絶に関する多角的な情報を得て、望まない妊娠に対して、中絶あるいは妊娠出産後、子供を自ら養うか養子に出すかという問題を適切に解決するように助ける。

第六節 健全な児童保護システム

I、政策目標

児童の人権を保障し、児童の価値を高め、児童を社会の公共財産とする目標を実現する

II、基本理念

一、児童保護の観念は「児童は親の財産」、「子供は叩いて育てる」などの誤った考え方を打ち破り、児童の独立自主権と生命権を尊重する。

二、児童保護の観念と方法の共通認識を強化し、専門家、システムを超えたサービスネットワークを作る。

三、社会の労働力の拡充と質の向上を引き続き努力する。

四、家庭外保育施設の品質と能力に引き続き感心を払う。家庭で子供を預かる方式あるいは施設で保育する方式かに関わらず、人員と児童およびその他の家族との連絡および設備の連結を強化し、家庭での保育効果を上げる。

五、家庭での世話の計画的サービス効率およびサービス運営の評価構造を積極的に構築する。

Ⅲ、重点措置

一、2008-2009年

(一)児童虐待の救援システムの強化

児童虐待は少子化のゆえに減少することはなく、連れ子の自殺、幼児虐待事件、監督不行き届きによる子供の死亡などの事件は次々と発生している。政府はいち早く児童虐待救援システムを建設しているが、少子化の議論をする際にも、児童虐待の事実を正視し、積極的に児童虐待救援システムの強化を行うべきである。

(二)家庭を育児の基礎とした児童の保護を実現する

児童福祉と保護政策は家庭を基礎あるいは中心としており、同時に、介護時期を早めて新生児と成長期としなければならない。サポートしても児童が不適切な待遇を受けることが避けられないなら、やはり家庭外で育児する方法を取り、他家に預けて育ててもらふサービスを優先的に考慮する。あるいは養子などの長期を見据えた計画の方向で努力する。積極的に民国93年わが国の社会福祉政策綱領中の家庭支持、児童保護の理念と手法を実現する。

(三)関係するサービスの提供と評価制度の構築

児童保護システムにおいては、主管機関が個別の案件ごとに家庭処遇計画を提出にすることが特に強調されている。家庭処遇計画の中身および執行政策に関し、各州市の現有労働力および施設の差は非常に大きく、家庭処遇計画の執行と理想の格差も大きい。親に対する教育の実施は容易ではなく、克服すべき困難が存在する。かつ効果性についても評価を待つところであり、関係サービスの提供と評価体制の設立が待たれる。

(四)児童保護の観念と手法の実現を宣伝し、親の教育を奨励する

「子供は叩いて育てる」というしつけに関する誤った考え方はしばしば児童虐待の論議を正確に理解する妨げとなり、積極的な協力を得ることが難しい。1989年国連で承認された「児童の権利に関する条約」では、契約に調印した国に共同遵守を要求し、さながら国際社会の児童権益保障の下の共通基準のようにになっている。そのため、一般大衆に対して積極的に公報して児童保護の観念と方法を実現するだ

けでなく、政府および企業単位が職員の教育訓練をする際、親の教育課程を含めることを奨励する。さらに、児童の観点に関し、選択の権利と決定の権利の尊重と法律による保障については、克服すべき重点課題としてさらに将来の検討が必要である。

(五)健全な養子制度

性に対する観念の解放と未婚で妊娠する状況は急激に増加しており、一部の貧しい少女や経済困難にある家庭は子供を売る選択をするまでになっている。子供を急いで必要とする少数の家庭では、養子に対する不正確な観念のせいで、子供を買う方法をひそかに探すケースがみられる。出生通知制度が実現していないことも、幼児売買の問題が生じる原因となっている。そのため、養子サービスを強化し、国民の養子に対する正確な観念を育て、民間専門団体を結合して身の上相談サービスを提供し、未婚で妊娠した少女の援助措置などを強化するべきである。

二、2010-2015年

(一)「児童および少年福祉法」、「民法」の検討を継続

健全な養子制度のため、養子専門の法律を制定して、養子に関する事柄を規定するべきである。養子援助団体とその構造を強化し、養子に関する訪問調査事業を強化、効果性の評価構造を作る必要がある。それゆえ、「民法」第1072条から第1083条、「児童および少年福祉法」第14条から第18条および第48条の関係法令の調整と修正を進め、実情にあわせる必要がある。

(二)児童保護の専門サービスネットワークの整合

児童保護の仕事は業種、施設の専門サービスを超えて行われている。関係するサービスネットワークには政治団体、教育団体、警察組織、衛生医療組織、および民政組織と司法組織などが含まれる。現在ネットワークは完成されているものの、実務を運営する上で、専門家間の差異やコミュニケーション上の障害が存在しており、異なる専門家間で児童保護の観念に対する認識に差異が存在する。将来、政策と法規部分において児童保護ネットワークの理念と方法の方向を整合するよう努力し、関係する各専門業種の領域の結びつきを強化し、児童保護を単純に政治にまかせきることを避けるべきである。

第七節 結婚機会の改善と児童が公共財産であるとの価値観の提唱

I、政策目標

未婚男女の出会いの機会の拡大、既婚率の向上、児童が公共財産であるという理念

の提唱。

Ⅱ、基本理念

一、高等教育の普及、経済のグローバル化、消費主義の一般化および個人の理想実現と伝統的な価値観の変化により、国民の結婚に対する願いと結婚時期に不利な影響を及ぼしている。

二、わが国は日本、韓国など東アジア諸国と同様、結婚と出産に対する社会規範は根強く、未婚出産の比率は極端に低く、社会に受け入れられにくい。それで、結婚率を高めて、結婚の機会を改善することは、出生率の低下を鈍化させる上で重大な意義と影響がある。

三、現行社会体制には結婚と出産に不利な制度、構造的な標準と規制が存在する。例えば、現在の高等教育と兵役制度などに結婚と出産に不利な拘束が存在し、社会はそのうわべだけを見て深く研究しない。ゆえに生命を尊重し出産を重視する価値観を新たに作り出す必要がある。出産する家庭の負担を考慮し、出産育児を望む人たちにある種の公的支援を与え、少子化の状況を逆転させるべきである。

Ⅲ、重点措置

一、2008-2009年

(一)各種学校で、男女が家事、育児を共同で行うことについて教育を行い、家庭相談や結婚相談を推進する

男女が労働参加する社会情勢に直面しているが、男性の家事への参加がなかなか進展しない。女性が一人で家事と職場の仕事を担うストレスは、自立能力を持つ女性に結婚に対して二の足を踏ませる。各自が家庭ごとの伝統や習慣に固まった男女のあり方から、仕事を分担する方式に変化させる必要がある。教育機関を通して、出産の価値観および多元的な文化の価値を認めることなどを、関係する科目に取り込み、優れた男女関係や民主的な家庭の理念を提唱する。平等に家庭生活の役割を分担し、子供の養育は父母両方の責任であることをはっきりさせる。これにより若者の結婚に対する考え方を改善ならびに矯正し、社会の結婚機会を改善する。同時に、家庭相談サービスを推進し、婚姻コンサルタントにより離婚率を下げ、幸せな家庭を作る。

(二)兵役と関係する措置を研究し、既婚あるいは養育の必要がある者に対して、兵役の区別を設け、地域あるいは兵役期間の恩恵を与える

少子化時代の到来に面し、幼児に対する政府の前線的な保護を明確にする。自

ら子供を養育する必要がある者に対し、現在の兵役制度にすでに規定されている措置として、未兵役者は家庭の事情により補充兵として申請を行うことができ、現役中の者は家庭の事情により早期退役を申請できる。これ以外に、婚姻機会を増やして出産を励ます。兵力の需要と供給の平衡を保ち国家安全を考慮し、兵役制度の方向を「志願兵主体」と変化させ、未兵役既婚者の男子義務役について検討し、軍に加入するとき優先して「戸籍地」に服役させ、「子供の養育」の責任を負わせ、「補充兵」の申請を可能とする。「現役」の軍人が「服役時既婚者」であるなら「戸籍地」に移動させ、子供の養育の責任を負わせ、国防軍事に障害がないなら「早期退役」の申請を可能とする。婚姻機会の改善の実現と出産の具体的な方法を奨励しつつ、兵役の公平主義を維持する。

(三)子供のいる家庭に対する、交通機関の使用、公共空間および休暇施設的环境および優待措置の提供を、公営民営組織に奨励する

子供を出産する家庭は、養育費が高いだけでなく、世話の負担が大きく、世話にかかる時間も多し。児童を公共財産としての社会的価値があるということを唱導するため、子供がいる家庭に対して、公共交通や休暇娯楽施設などの優良環境の使用を提供するよう奨励する。二名以上の子供がいる家庭に対し、公共補助金あるいは創意工夫した方法を検討し、乗車費用、高速道路通行料、駐車場費用などの優待措置を提供するよう公営、民営機関に奨励する。博物館、美術館、コンサートホールなどの芸術文化施設の優待チケット、国立公園、娯楽施設などの優待チケットなど、文化娯楽施設の優待措置を提供する。政府および民間が、子供のいる家庭の価値意義をはっきり示す。優待期間の条件は、少なくとも子供が満6歳あるいは12歳までとする。

二、2010-2015年

(一)児童が公共財産の価値であることを広く公報する

現在の社会各界(行政部門および民衆)はいまだに児童が公共財産であるとの觀念に欠けており、子供がいる家庭にさらに多くの関心と協力を提供できていない。そのため、児童が国家の公共財産としての価値があるという価値観を形成し、地域社会により出産にやさしい社会集団の意識と環境を作り出すことで、育児をする家庭が公共の支持と出産にやさしい環境を実感し、新しい家庭と新しい家族の成員を歓迎する、育児をする家庭を思いやる暖かい社会となる必要がある。

(二)大学以上の高等教育の就業時間の融通性を高め卒業年数を短縮

大学以上の高等教育の就業時間の融通性を高める。例えば夏休み、冬休み中の授業を奨励する。高等教育の卒業年数短縮を認めることにより、早めに労働市場に出、ならびに結婚する機会の促進を助ける。

(三)研究所以上の高等教育の生活環境を改善し、学習と結婚出産の両立性を高める

欧米国家を見習い、研究所の学生に比較的良好な学習生活環境を提供する。例えば、手厚い奨学金、家庭生活の機能を持つ宿舎などの環境を提供し、学習と結婚出産の両立性を高める。

(四)大学法、国民教育の関係法規を検討

「大学法」の大学以上の高等教育の修業時間の融通性に関する規定を増やすことを検討する。ならびに国民教育法規に関しては、小学校、中学校および高等学校教育の段階で、男女の別なく同様の家事課程を履修させし、家事の分業を学び、家事の技能を学習させる。学校で人口教育を強化し、学生に少子化と自分自身との関係を理解させる。

第二章 高齢化社会の対策

人類の平均寿命の延長に伴い、人口構造の老化はすでに世界的な現象となっている。その流れを逆転させることはできないので、関心の焦点は原因の探求ではなく、人口老化が社会経済に与える衝撃である。そのうちの一つである、老人扶養が社会に重い負担となるとの予測は、さらに各界の注目を集めている。人口の急速な老化が国家に対して挑戦となるのは、次の四つの顕著な社会人口の変遷のためである。一、寿命の延長。二、社会の人口構造の変化。三、家庭関係と構造の変遷。四、政府に対する期待と責任の変化。

わが国は最近の三、四十年で高齢人口は急速に増加した。1993年になると高齢人口は149万人で、総人口の7.09%を占め、正式に高齢化社会に突入した。高齢人口は引き続き増加し、2006年になると高齢人口は228万人以上で、総人口の10%を占めた。行政院経建会の2006年の推計値(中間の推計を採用)では、2026年には475万人に増加して全人口の20.6%を占め、2051年には686万人に近づいて36.97%を占める。高齢化社会で社会的に関心が持たれる課題は、各高齢者がいかに健康、安全、活力、尊厳および自主的生活を享受できるかである。

国連は健康と福祉を、高齢者に関して緊急かつ普遍的な二大社会議題と認定している。世界衛生機関が定義する「健康」とは、「生理、心理および社会全面が安定かつ快適な一種の状態であり、病気あるいは障害がない状態ではない」とされている。本白書における、わが国の高齢化社会対策の目標は、「高齢者の健康を増進する、安全でやさしい環境づくり、高齢者の活力、尊厳、自主性の維持」にある。その価値理念には高齢者の個性、自主的決定、選択権、プライバシーの権利と外的環境を把握する能力の尊重が含まれる。たとえば老年期に能力が衰えて自分で行動できなくなっても、長期介護制度が提供するサービスから適切な世話を受けることができる。健康面のケア以外にも、健全な老年所得サポートシステムにより国民の経済安全を保障し、バリアフリー住宅と交通環境を整備し、国民の老齢期の安全、安心な生活を助け、社会からの年齢差別や排除を受けない社会とする必要がある。

わが国の高齢化社会対策の期間ごとの対策目標は、図2-2に示される。高齢化社会対策の目標を達成するために、本白書では「老人介護家庭のサポート」、「高齢者の健康と介護体系の完備」、「高齢者経済の安全保障の向上」、「中高年齢の就業と人材運用促進」、「高齢者社会住宅の推進」、「高齢者交通運輸環境の完備」、「高齢者の娯楽参加の促進」、「高齢者教育システムの完備」などの八項目の対策である。その目標、基本理念、および目標達成のために推進すべき重点措置を項目ごとに説明する。

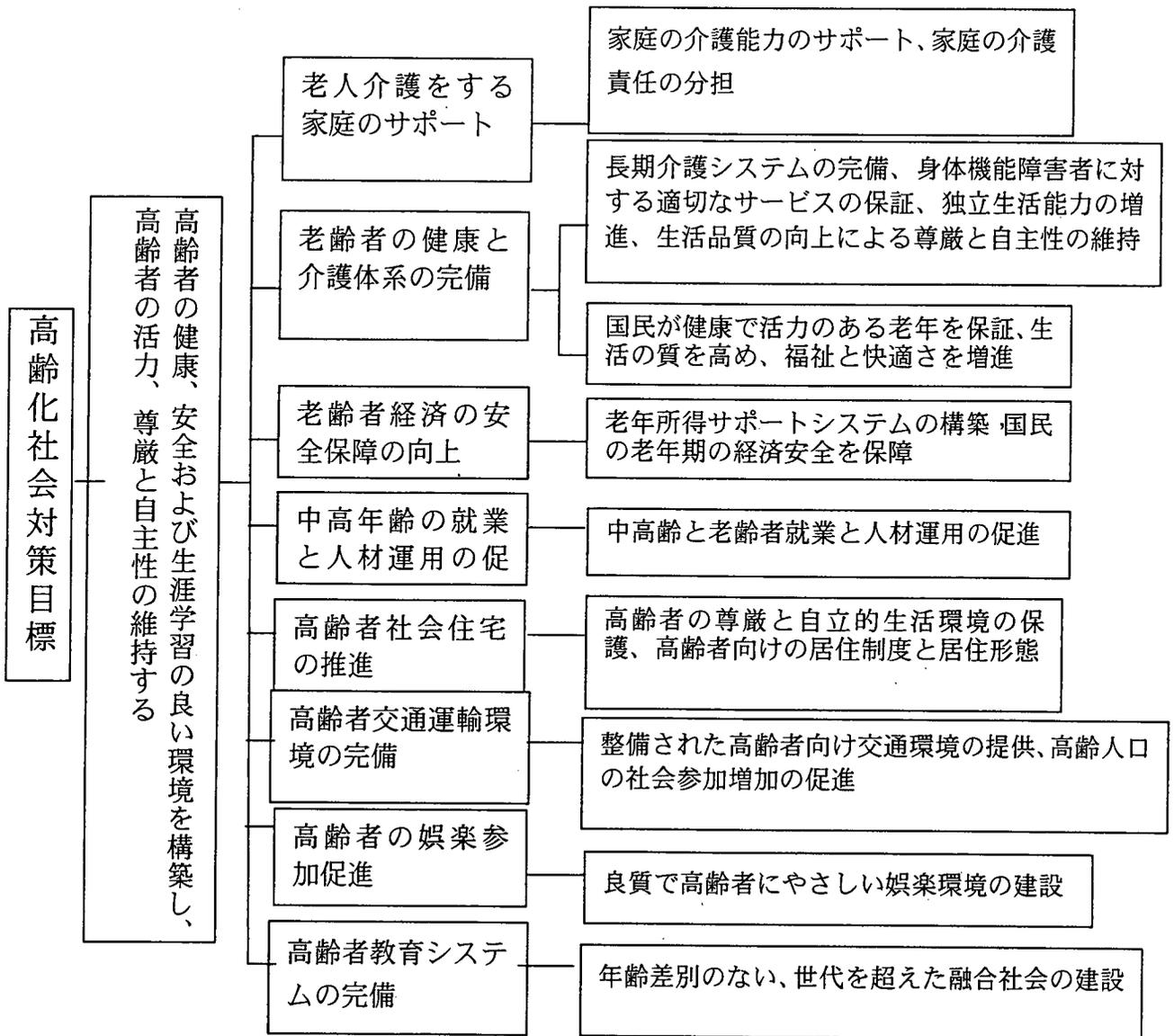


図 2-2 高齢化社会対策の総目標

第一節 老人介護をする家庭のサポート

I、政策目標

家庭介護能力のサポート、家庭介護責任の分担。

II、基本理念

一、日常生活に他人の協力が必要な高齢者の介護は、すべてが個々の家庭の責任ではなく、社会の共同の責任である。

二、正規の介護システムが提供するサービスは「補助」的な機能であり、家庭介護に代わるものとはなりえない。

三、家庭介護者の正規のサービスシステムにおける役割は、介護資源の一つではなく、同時に支援が必要なサービス対象とみなされるべきである。

Ⅲ、重点措置

2008-2009年

(一)ショートステイサービスの推進強化

現在のショートステイサービスの提供を拡大し、補助の日数を増やし、家庭でのサービスと施設でのサービスを融通的に組み合わせ、介護者のストレスを軽減する。

(二)心理面や教育面のサポートプランの継続

介護者のための介護技能研修と授業を提供する民間団体、あるいは介護者の心理サポート団体などのサービスプランの補助を継続する。

(三)中低収入の老人特別介護補助金の継続支給

介護者は毎月 5,000 台湾ドルの支給を受ける他に、ショートステイサービスを利用できる。地方政府の介護管理人の評価を経て、介護者は毎年政府の補助を受け取り、ショートステイサービスを利用することができる。

第二節 高齢者の健康と介護体系の完備

I、政策目標

一、健康促進の政府目標は「国民の健康と、活力ある老年、命の質の向上、福祉と安全や快適さの増進の保障」である。

二、長期介護制度の基本目標は、行政院が民国 96 年 4 月 3 日に制定した「わが国の長期介護十年計画」の、「わが国の長期介護体系を構築完備し、身体障害者への適切なサービスを保障し、独立した生活能力を増進し、生活品質を向上し、尊厳と自主を維持する」というものである。

II、基本理念

一、老人健康促進対策の理念の推進

(一)老年生活を健康で活力あるものとするため、一生涯健康な体を作る必要性を認め、遅くとも中年の時期から健康を保つための生活を開始するべきである。

(二)個人の健康的な生活方式と、ライフスタイルの変化を促進するため、衛生教育計画および地域健康介入計画を利用する。

(三)良好で健康な体は老年期の生活適応に役立つが、老年期の福祉は身体、心理および社会といった全面的な安全と快適さにも依存する。

(四)地域組織の行動を強化し、地域資源を利用し、地域の行動を通して健康促進活動を推進する。

(五)老人は「体が弱く病気になりやすい」、「貧しい」、「社会に関心を払わない」などの一般大衆の消極的な見方を修正し、「活力があり、積極的に社会に参加する国民」であるとみなすことで、社会の高齢者に対する見方が改善され、高齢者が自らのイメージと自意識について積極的な見方を持つ助けとなる。

(六)疾病予防と健康促進運動は、中央政府の各部会、中央政府と県市政府、官民部門間の協力関係、共同作業により推進する。

二、長期介護制度の推進は下記の理念に基づく

(一)障害者の介護には、日常生活の世話、介護、リハビリなどの集中的な世話が含まれる。高齢化社会で障害者の増加に対応するため、長期介護制度の創設が急務となっている。ただし、長期介護制度の内容はきわめて広い。業種をまたぐ整合モデルが、サービスを順調に提供する点で共通の認識をいかに持つか、介護サービス員の訓練をいかに計画するか、長期サービスにかかる費用負担の合理性などが含まれる。最も重要なのは、多様な要求を、完備された評価手順を通し、各自が適切なサービスを獲得できること、需要が次々に変化する中でも満足を得られることである。長期介護制度の発展の際に慎重に考慮すべき理念である。

(二)2006年、台湾経済永続発展会議の共同意見「成熟した社会安全体系」は、高齢社会の対応策に関する項目「完備された老人長期介護体系の構築」の内容を、「長期介護の安定した財務制度を速やかな構築、ならびに多様化、社会化(普及化)、高品質であり、性別、地域性、グループ、文化、職業、経済、健康など条件が異なる高齢者に対応できる長期介護政策の構築」としている。同時に、その会議の共同意見でも、長期介護サービスの提供が強調されており、非営利化を原則とし、新規事業者が参加しやすい長期介護の環境を創造すべきである。また補助経費、法令や制度の検討など関連支援の提供により、参加の障害を軽減するよう提言している。上記の意見はわが国

の長期介護制度推進における重要な参考理念である。

Ⅲ、重点措置

一、2008-2009年

(一)疾病予防と健康促進措置の実行。

1.成人および中老年の保健計画を継続的に推進し、慢性病(代謝症候群、糖尿病、心血管疾患、腎臓病予防治療など)の予防および予防接種の推進以外に、さらにその他の健康促進措置を強化すべきである。それには事故傷害の予防(老人のつまずき防止計画)、老人性うつ病、自殺の予防およびシルバー口腔保健計画などがある。

2.直轄市、県(市)の主管機関は引き続き老人健康診断を実施し、検査後の情報提供、指導を強化する。

3.お年寄りの健康促進が公共衛生の初歩予防の重要な部分であるので、政府の部門は老人健康促進業務に必要な関係分野の人材育成を強化する必要がある。それには、衛生教育、体育、娯楽管理などの専門人材育成が含まれる。分野を超えた専門者の共同モデルを作り、現在ある人的資源を整合し、関係する業種の人員の教育を継続的に強化する。

4.衛生所あるいは健康サービスセンターの役割機能を強化する。予防保健の模範提供以外に、健康管理、地区衛生資源整合の協調、および健康サービスの企画創作などの多様な役割を果たす必要がある。さらに、地域医療保険の資源を結合し、末端の医療施設の地域における役割、職責の認知、共有意識を強化する。

5.地域疾病予防と健康促進のサービス体系を構築する。地域医療グループ、地域公衆衛生グループ、地域全体の造営、地域介護拠点などの関係計画を強化また整合する。政府、民間資源を結合して共同推進する。高齢者の健康確保以外に、国民健康保険の永続のために、高齢者の国民健康保険資源の使用と医療費用支出を抑制する。

(二)長期介護政策および措置の促進:行政院社会福祉推進委員会の長期介護制度企画グループで二年あまりの計画研究を重ね、2006年台湾経済永続発展会議の共同意見に参加し、「わが国の長期介護十年計画」を行政院に提出し、民国96年4月に正式審査・批准された。

1.実施政策には以下が含まれる:(1)質量共に豊富な人材を養成してサービスに投入、(2)長期介護サービス施設の拡大、(3)民間による長期介護サービスへの参与を奨励、(4)政府が適切な専用資金を投入し、長期介護制度を推進する、(5)政府と民間が共同で長期介護の財務責任を担う、(6)結果を評価し、サービス提供の判断とする、(7)介護管理機構の強化、(8)部会を超えた長期介護推進グループを組成する、などの八項目である。

2.サービスの対象:常に日常生活で他人の協力が必要な人を主とし(日常生活行動機能〔略称ADLs〕、手段的日常生活行動能力〔略称IADLs〕による評価)、以下の四種類

の障害者を含む：(1)65 歳以上の高齢者；(2)55 歳以上の山地原住民；(3)50 歳以上の身体障害者；(4)IADLs 障害かつ一人暮らしの高齢者。

3.障害の程度を三級に分ける：(1)軽度の障害【一から二項目の ADLs 障害者、および IADL 障害を持ちかつ一人暮らしの高齢者】；(2)中程度の障害【三から四項目の ADLs 障害者】；(3)重度の障害【五項目以上の ADLs 障害者】。

4.サービス提供は補助的使用を原則とし、家庭経済の収支状況を考慮して補助し、費用は政府と家庭の共同負担とする。低収入家庭は政府全額補助で、中低収入者の補助は 90%、一般家庭の補助は 60%である。

5.サービス提供システム：

(1)実行機関：直轄市、県(市)政府の長期介護管理センター。

(2)中心的な任務：評価要求、介護計画作成、補助額査定、介護資源の接続と介護サービスの取り決め、各案件の状況追従とサービス品質の監督、定期的な評価など。地方政府の長期介護管理センターを通し、障害者の需要の総合評価の中心的役割を演じる。評価と査定結果をサービス提供の判断材料とし、資源を連結して、介護サービス、家庭看護、地域および家庭リハビリサービスを一般に提供、補助具の購入(貸与)および家庭のバリアフリー環境改善サービス、高齢者栄養食事サービス、ショートステイサービス、交通送迎サービス、および長期介護機能サービスなどの八大項目のサービスを提供する。整理すると表 2-1 になる

表 2-1 わが国の長期介護十年計画サービス項目および補助内容

サービス項目	補助内容
(一)介護サービス (家庭サービス、デイケア、家庭代行サービス)	1.障害程度による補助サービス時間数： 軽度：毎月補助上限は最高 25 時間；IADLs 障害かつ一人暮らしの高齢者、この基準に沿って実施。 中度：毎月補助上限は最高 50 時間。 重度：毎月補助上限は最高 90 時間。 2.補助経費：1 時間 180 台湾ドルとして計算(物価指数により調整)。 3.政府補助時間を超過する人は、全額自己負担。
(二)家庭看護	現行の国民健康保険では毎月二回の家庭看護費を給付する以外、必要があると査定された場合は、毎月最高 2 回追加できる。補助家庭看護師の訪問費用は、毎回 1,300 台湾ドルとして計算される。
(三)地域および家庭でのリハビリ	交通手段を用いて健保リハビリ資格者を送迎できない場合、このサービスを受けられる。毎回訪問費用は 1,000 台湾ドルとし、一人当たり毎週一度使用できる。
(四)補助具購入、賃貸および住宅のバリアフリー環境改	十年ごとに 10 万台湾ドルを限度に補助を受けられる。ただし特殊な必要があるとの判断を下されたものは、特別案件として増額補助を得られる。

サービス項目	補助内容
善サービス	
(五)老人栄養食事サービス	サービスの対象は低収入家庭、中低収入の障害を持つ高齢者、および IADLs 障害かつ一人暮らしの高齢者である。一人当たり毎日最高一度の食事の補助を受けられ、食事は 50 台湾ドルである。
(六)ショートステイサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1.軽度および中度の障害者：毎年最高 14 日の補助。 2.重度の障害者：毎年最高 21 日の補助。 3.介護補助者の毎日の介護費用は 1,000 台湾ドルとして計算。 4.施設および家庭のショートステイサービスを組み合わせて利用できる。 5.施設のショートステイサービスには、さらに交通費として往復 1,000 台湾ドルの補助があり、一年最多で 4 回である。
(七)交通送迎サービス	重度障害者補助に使用するリハビリバス類の交通送迎サービスは毎月最高で 4 往復(片道 8 回)、毎回を 190 台湾ドルとして計算する。
(八)長期介護機構サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1.家庭総収入が社会救助法の規定する最低生活費の 1.5 倍で、重度障害を持つ高齢者：政府の全額補助。 2.家庭総収入が社会救助法の規定する最低生活費の 1.5 倍のもので、中度障害を持つ高齢者：家庭のサポート状況の評価が必要で、特別案件の補助を得られる。 3.一人当たり毎月最高 1 万 8,600 台湾ドルとする。

二、2010-2015 年

(一)法令の研究と制定の進行、「健康促進法」を研究制定し、推進業務の主要な法的根拠とする。

(二)長期介護と健保制度のバランスを研究し、社会保険方式による長期介護の是非を判断：財源は長期介護制度の創設に不可欠であり、政府の部門は保健費を財源とすることの是非を判断する必要がある。

第三節 高齢者経済の安全保障の向上

I、政策目標

完備された老年所得サポートシステムの構築と、国民の老年経済の安定を保障する。

II、基本理念

わが国は高齢化と老年人口の急激な増加に直面し、伝統的な家庭制度は衰え、老後の経済安全保障はすでに重要課題となっている。わが国の公教、軍、労保などの社会保険が試行されて年月がたつが、保障の対象は未就業者を含んでおらず、不足があることは明らかである。また、わが国の老年人口の急速な成長に対応するため、様々な給付金が定められているが、支給人数が増加し続けることにより、政府の財政負担のさらなる悪化を招くことになる。そのため給付金の整備と制度化が急務である。それで、国民年金制度の開設と給付金の整合は、老年経済安全保障システムの主要計画理念である。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)国民年金創設の準備作業を完成

「国民年金法」第3条の規定によれば、内政部は国民年金法の中央主管機関であり、同法第4条の規定によれば、保険業務は内政部が保険勞工保険局に業務を委託し、かつ保険者となる。それで、内政部および勞工保険局は民国97年10月1日に国民年金を開始する前、積極的に各項の国民年金準備作業を完成する必要がある。

中央主管機関(内政部)は国民年金の法令検討、審議、修正および説明事項、国民年金政策の研究事項、国民年金に関係する宣伝作業の推進の責任を負う。積極的に他の社会保険との関連および関係給付金の整合、国民年金精算統計などの事項について協調を図り、保険者による国民年金業務などの処理を監督審査する。本保険業務の監督および保険争議事項の審議のため、ならびに「国民年金管理会」の任務編成を企画成立するため、国民年金の業務管理、財務管理および争議審議などの責任を負う。ならびに、国民年金開設前、内政部国民年金準備グループを立ち上げ、準備作業の部会を超えた協調事項などに関して責任を負う。

国民年金保険人(勞工保健局)は関係法規の研究作業、国民年金の宣伝作業の推進、国民年金情報システムの設置、国民年金業務プロセスと作業詳細の計画の責任を負う。それには「保険費用の請求」、「保険費用の徴収」、「給付」、「財務会計出納」および「基本管理と運用計画」が含まれる。

(二)国民年金の開設

25歳以上満65歳までの社会保険老後所得保障システムの未納者が保障を得られる。

(三)勞工退職金の増加と勞工の自主早期退職請求者に関する措置を推奨する。

(四)勞工保険の老年給付法案の調整

勞工保険の老年給付を、一度の給付から年金給付に改め、長期にわたる定期的な給付とし、老年経済生活の安定を確保する。特殊な状況で社会保険資格が低い人

に対し、最低年金の支給を保証し、老年時の貧困を避ける。

二、2010-2015年

(一)老人福祉給付金体系の整合

今のところ、様々な老人福祉特別手当の給付水準をさらに上げるべきではない。国家財政負担の増加を避け、しだいに社会保険老年年金給付を現行の老人特別手当の代わりとしていく。

(二)商業年金と保障型保険の普及率向上の促進

保障型および年金保険商品を発展させ、商業保険の一般化を進める。保障型および年金保険商品の宣伝を強化し、一般大衆に適した保険保障および多様な退職後財務管理の選択肢を提供する。一般大衆に老年生活保障を早めに計画させる。

(三)高齢者の財産信託を奨励

信託業者を指導して、異業者のグループ化を進めて宣伝を強化し、高齢者の財産信託を助け、高齢者が財産信託方式で老年の安心を計画するよう奨励する。

第四節 中高年齢の就業と人材運用促進

I、政策目標

中高齢と老人の就業を促進し、人的資源の運用を伸ばす

II、基本理念

高齢者の健康状況の改善と、「体力を必要としない」労働就業の増加により、65歳以上の高齢者は積極的に労働市場に参加でき、社会の貴重な人的資源となってきた。社会の中高齢と老年人口の比率が増加し、子供と青年人口の比率が次第に下降する状況で、中高齢の就業と人的資源運用の促進により、高齢者が重視されているという感覚を高めるだけでなく、全体的な社会の労働力を増加させることができる。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)中高齢者の就業サービス処理の強化

1.対外的就業サービスの実施を拡大し、地域に眠る不就労者を発掘する。その人の自信とやる気を励まし、就業上の障害の克服を助け、進んで情報を提供し、職場復帰を援助する。

2.就業指導員を訓練して専門知識を増やし、中高齢失業者の生涯職業計画を援助する。また社会心理面での調整を助け、再就職に最適な準備をさせる。

3.中高齢者の就業手引きなどの関係資料を編集し、中高齢者の転職あるいは再就職の参考とする。

(二)中高齢者の雇用増加を企業に奨励

1.雇用奨励手当を提供し、中高齢者の雇用を企業に奨励する。

2.職務の再設計をするよう企業を指導奨励し、中高齢者の就業要求に合わせる。たとえば、職場の環境の改善、生産を自動化し体力の負担を軽減する、業務プロセスの簡素や生産手順の簡素化など、中高齢者が務めるのに適した就業機会を増やす。政府は民間の力を結合して指導員のグループを作り、職業再設計の理念を宣伝し、企業の職務再設計計画を援助し、企業による中高齢者に適した職業機会の開発を奨励する。ならびに、企業の就業環境改善に協力し、職場の安全と衛生条件を向上させ、中高齢者の就業に適した状況を作る。

(三)職業訓練体系を強化し、中高齢者の就業技能学習を援助する

1.中高齢者の職業訓練と第二専門知識の訓練を強化する：政府は民間教育、訓練機構の協力を進め、中高齢者の職業訓練と第二専門知識の訓練を行う。中高齢者の就業技能を高め、中高齢者失業を防ぐ。

2.企業と労働組団体による、中高齢従業員の職業訓練、転職訓練と第二専門知識の訓練を支援する。政府は毎年特別支出金を編集し、企業と団体の職業訓練を補助する。

3.社会教育機構を結合し、中高齢者を研究し、変化の多い就業環境に中高齢者が適応できるよう助け、就業の安定性を高める。

(四)社会立法と社会指導を強化し、中高齢就業者に対する就業上の偏見を除く。

(五)高齢者ボランティア参加を奨励

各機関、機構、学校、法人あるいは政府主導の団体を励まして、高齢者のボランティア訓練を行い、ボランティアを推進し、専門知識を生かし続け、退職後の生活を豊かなものにする。

(六)シルバー人材センターを発展させ、高齢者の就業媒体を促進

シルバー人材センターを設立し、現行の公立就業サービス機構の設備を運用し、各地に設置された民間の中高齢者人材運用センターを有効に結合する。人材データベースを作成して調査統計作業を進め、就業能力と希望を持つ高齢者の社会貢献を助け、有給の仕事と無報酬のボランティアを通して社会活動に参加し続けるよう助ける。

二、2010-2015年

(一)中高齢者の就業促進給付金取得に関する規定を緩め、中高齢者の就業サービスを強

化する。

(二)「高齢化社会就業促進法」の改定を協議する。

(三)労働および退職に関する法令の改定を協議し、高齢就業者が就業し続けるよう奨励
「労働基準法」の強制退職年齢の規定を改定し、強制退職制度を段階的な退職制度に変更する。仕事の負担を軽くし、高齢者が労働市場にとどまる時間を延長する。

(四)企業が高齢者を雇用し続けるよう奨励

1.政府は社会教育、段階的な退職体制の計画を通し、企業にフレックスタイム、パートタイムあるいは作業内容単位の報酬方式を奨励する。65歳以上の従業員の専門知識を利用し続け、企業の発展の助けとする。

2.高齢従業員の健康保険、労工保険あるいは公教員保健費用、労工退職金支給などの費用に対する雇用主の負担を政府が適度に補助する協議をする。それによりコストを軽減し、高齢者採用意欲を高める。

第五節 高齢者社会住宅の推進

I、政策目標

高齢者の尊厳と自立した生活環境を守り、高齢者向けの多様性のある居住制度と居住形態を備える。

II、基本理念

高齢者は心身機能が次第に衰え、行動および生活に支障が出てくる。そのため、住宅の大きさ、空間、バリアフリー環境、汎用的な環境を新たに築くことで、安全で安心できる居住環境を作ることができる。新築の住宅のほか、既存の住宅も高齢者の必要に応じて改造する必要がある。また高齢者のさまざまな生活上の要求に対し、多彩な住宅タイプを用意し、共生のための優良な生活環境を整備する。

III、重点措置

一、2008-2009年

現行のバリアフリー環境に関する法規を検討し、建築物のバリアフリー施設的设计モデルを作成する。

二、2010-2015年

(一)バリアフリーの住宅環境建築の企画

1.バリアフリー環境に関する人間工学などの実況調査と基礎研究を推進し、バリアフリー環境に関する研究成果を整合し、整備・開発育成を進める。

2.バリアフリー住宅の企画設計ガイドを改定し、使用者の特性と需要に対応する。

(二)汎用的な地域環境づくりを企画し、汎用的な地域環境の企画設計を研究し発展させる。

(三)多様性のある高齢者社会住宅を企画研究する。

(四)高齢者が安心して居住できる社会住宅に関する措置、関係法令を研究し整合する。

(五)二世帯、三世帯、あるいは離れた世代が近所に優先して入居できる社会住宅関係の構造を研究する。

第六節 高齢者交通運輸環境の完備

I、政策目標

高齢者の運輸環境を完備し、高齢人口の社会参加を促進する。

II、基本理念

高齢者の生理、心理的特性は一般的に中、低年齢者と異なる。退職している場合が多いので、行動特性と交通運輸の特性はその他の年齢層とは異なる。そのため、高齢化社会の到来に伴い、現行の交通運輸環境の計画、設計や運営などの各方面を重視して、高齢者の機動力を維持することになる。使用しやすい運輸サービスを提供し、高齢者の自主活動の独立性を確保し、その社会交流の機会を増進する。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)高齢者の歩道での安全環境を強化

歩道空間の改善について、路面の高低差をなくし、歩道のバリアフリーを実現し、高齢者が歩行する地域の照明設備を特別に考慮する。同時に、歩道の状態を診断し、歩道の修理などを実施する。

(二)高齢者の乗る大衆運輸の安全管理

大衆運輸の管理機関はバス業者のバスシステム購入時の指導の際、ボディの低いバスの導入を図り、高齢者の乗り降りの便宜を図る。バスには発車および停車の表示、および音声警告の設備を追加装備し、高齢者の知覚を助け、事故の発生を防ぐ。

(三)高齢者の運転する車両の安全管理

1.高齢者の運転する車両の安全講習を実施し、高齢者の運転する車両の安全および自己防衛意識を強化する。

2.高齢者の車両運転管理を強化し、高齢者の運転管制および定期的な確認項目を定め、高齢者と一般の歩行者の運輸安全を維持する。さらに、高齢者の安全運転教育講習を実施し、高齢者の安全および自己防衛意識を強化する。

二、2010-2015年

(一)交通建設の汎用的設計と関係措置の計画

1.各バス停、道路および公共設備に関連した、高齢者運輸および交通建設の設計計画に、汎用的な設計プロジェクトを加え、運輸設備の汎用的設計の承認を進める。

2.バリアフリー施設：各バス停、道路および公共施設などの、高齢者運輸および交通建設の設計企画に、バリアフリー設計の実施プロジェクトを加え、運輸設備のバリアフリー設計を進める。エレベータやエスカレータを設置して高齢者の昇降移動を助ける。

3.横断歩道施設：高齢者が道路を横断するための長めに表示される手押し式信号、音声式交通標識を追加設置する。横断歩道の中央に安全地帯を追加設置し、歩行者と自転車用のスロープ式横断歩道橋および地下道を追加設置する。

4.道路設備の補助：大型の道路指示標識を設計し、高齢者が道路と位置を認識しやすくし、道路の案内システムを設置する。

(二)高齢者の交通運輸情報サービスシステムの計画

1.公共運輸ターミナル、あるいは高齢者がしばしば集まる公共場所に、事前あるいは途中の交通運輸情報サービスシステムを提供する。

2.交差点に、高齢者が道路を横断するための長めに表示される手押し信号を追加設置し、高齢者が横断できる十分な時間を与え、音声式交通標識を追加する。

第七節 高齢者の娯楽参加の促進

I、政策目標

日常生活のに機能に支障のない高齢者が娯楽活動に参加する際、多様な選択機会を持つようにする。軽度の障害を持つ高齢者のため、良好な娯楽環境の企画設計を通して環境

の制約を改善する。快適な娯楽活動を促進し、娯楽活動の制限を低減する。

Ⅱ、基本理念

高齢者は退職後に娯楽に当てられる時間は長くなり、前の世代に比べて経済状態も豊かになったので、高齢者はさらに娯楽活動に参加することができる。それゆえ、社会参加を高齢者の娯楽と融合させ、高齢者の生活適応や、快適な老後と生活満足度の増進を促すようにすることで、個人、家庭、社会が益を受ける。

Ⅲ、重点措置

一、2008-2009 年

- (一)移動式文化健康娯楽の巡回サービスを推進し、各種活動の情報を提供する。
- (二)多様性のある娯楽活動および各種学習コースの機会を提供する。
- (三)大学専門学校に高齢者の娯楽活動企画コースを開設し、老人の運動娯楽と関連する専門家を育成する。
- (四)軽度の障害を持つ高齢者およびその介護者の運動娯楽関連専門家を育成する。

二、2010-2015 年

- (一)現行の娯楽資源を整合し、老人の娯楽サービスネットワークを強化し、老人に便利でやさしい娯楽環境をつくる。
- (二)軽度の障害を持つ高齢者に適した運動娯楽活動を設計する。
- (三)高齢者の運動娯楽専門指導員の登録制度を設立する。

八節 高齢者教育システムの完備

Ⅰ、政策目標

わが国の人口老化は避けがたい傾向にある。国民のために完備された社会福祉、娯楽活動および健康介護ネットワークを計画する以外に、教育方式をさらに重視する必要がある。国民に子供のころから老化に関する知識を広く伝え、国民が正確な老化の概念を得、